



- ### 凡例及び用語説明
- 指定避難所(避難所)**
大規模災害時に住家を失った市民等が臨時に生活を行う施設(屋内)です。
市立小中学校や市民センターなどの体育館等を指定しています。
 - 指定緊急避難場所(広域避難場所)**
大地震が発生したときに発生する延焼火災や有毒ガスなどの危険から身を守るための場所です。大規模公園や大学の敷地(屋外)などの広場を指定しています。
 - 指定緊急避難場所(一時避難場所)**
【地震時】
地震などが発生したときに、様子を見るためにとりあえず避難する場所で、正確な情報を得て、地域ぐるみで活動を行う拠点となります。市立小中学校、都立高校などの校庭(屋外)を指定しています。
【風水害時】
避難勧告等を発令した際に、避難する場所として開設する施設です。市立小中学校や市民センターなどの体育館等(屋内)を指定しています。当該施設は、一般的に「避難場所」ではなく「避難所」と呼ばれることが多いため、本ガイドブックの啓発面では、「避難所」という名称で統一して記載しています。
※指定緊急避難場所については、地震、風水害(洪水・内水、土砂災害)の災害事象別に指定しています。
 - 一時滞在施設**
公共交通機関が停止し、帰宅困難になった方が、帰宅可能になるまで一時的に滞在する施設です。なお本マップには、都と市の施設を掲載しています。
 - 災害時給水ステーション(応急給水拠点)**
大地震により断水した場合に、水槽内の水道水を飲み水として確保し、市民の皆さんにお配りする場所です。
 - 緊急医療救護所**
災害発生後おおむね72時間まで災害拠点病院の近接地などに設置し、傷病者のトリアージ、軽症者に対する治療、重症者の搬送調整を行う場所です。
 - 救急告示医療機関**
事故その他の理由による傷病者のうち、救急隊が緊急に搬送する必要がある方について、取谷及び治療を行う医療機関です。
 - 消防署・分署・出張所
 - 消防団器具置場
 - 市民部事務所



ハザードマップについて

このマップは、土砂災害警戒区域、浸水想定(予想)区域、避難所、一時避難場所、災害時給水ステーションなど様々な情報を記載しています。雨の降り方や道路、下水道の状況などによって、必ずしも土砂災害警戒区域や浸水想定(予想)区域の想定どおりに土砂災害や浸水が起こるとは限りません。風水害の際は、早めの避難行動を心がけましょう。

※土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法に基づき、東京都が土砂災害のおそれがある区域として指定したものです。区域の詳細については、東京都建設局のホームページ(本書P7参照)で確認できます。

※浸水想定区域は、国土交通省が想定しうる最大規模の降雨(多摩川流域で48時間総雨量588mm)を想定し、公表したものです。浸水予想区域は、東京都が想定しうる最大規模の降雨(総雨量690mm、時間最大雨量153mm)を想定し、公表したものです。

※詳細図に記載した土砂災害警戒区域及び浸水想定(予想)区域は、国土交通省及び東京都から提供されたデータを基に作成しています。区域についての最終的な確認は、国土交通省及び東京都の公示等の資料をご確認ください。

※国土交通省及び東京都の河川管理者としての境目(=浸水想定区域と浸水予想区域の境目)を地図上濃いピンク色の線で記載しています。なお、浸水想定区域の一部には、浸水予想区域内で越水した河川の水が、下流の浸水想定区域に流れ込んだデータについても掲載しています。それぞれの浸水想定が重なる箇所は、浸水深がより深い方の想定を表記しています。

※マップの情報は令和2年(2020年)5月時点の状況です。

